



新得町の主な高齢者在宅福祉サービス一覧

新得町で利用できる主なサービスを紹介します。
利用に関する相談は、保健福祉課までお気軽にどうぞ。



	事業名（事業内容）	対象者（高齢者関係分抜粋）	費用	備考
安否等確認事業	独居老人訪問安否確認事業 （居宅を定期的に訪問し安否を確認します。（週3回実施、ただし農村部は週1回））	町内に安否を確認する子がない65歳以上のひとり暮らし世帯	市街地区 1回 10円 農村地区 1回 30円	市街地に居住する緊急通報システム設置者は、対象外となります。
	緊急通報システム設置事業 （端末機を貸与し、急病、災害時の救援体制整備及び月1回安否の確認をします。）	65歳以上の単身世帯、75歳以上の者のみの世帯、75歳以上の者と重度障害の者のみの世帯であって機器を必要とする世帯	端末機設置時 5,000円	電話回線料利用料等本人負担となります。
在宅生活支援事業	配食サービス事業 （居宅に定期的にお弁当を配達します。（週2回 月曜・木曜日））	老衰、傷病等により調理が困難な65歳以上の単身世帯、75歳以上の者のみの世帯、75歳以上の者と重度障害の者のみの世帯	1回 400円	減塩、きざみ食等個別に調理内容を変更できます。
	布団乾燥サービス事業 （布団乾燥車で月1回居宅を訪問し布団を乾燥します。）	65歳以上の単身世帯、75歳以上の者のみの世帯、75歳以上の者と重度障害の者のみの世帯	1回 432円	羽毛布団の乾燥はできません。
	除雪サービス事業 （降雪20cm程度のとき、玄関先から道路まで、必要最低限の範囲を除雪します。）	町内に除雪可能な子が居住していないおおむね70歳以上の単身世帯、75歳以上の者のみの世帯、75歳以上の者と重度障害の者のみの世帯	無料	町民税課税世帯は対象外となります。
	自助具給付事業 （在宅で寝たきりの高齢者に、日常生活動作を補う道具を給付します。）	おおむね65歳以上の寝たきりの者【給付種目】 読書スタンド、ページめくりなど11種目	公費負担以外 は自己負担	所得税課税世帯は対象外となります。
介護者支援事業／移動支援事業	高齢者短期入所事業 （一時的に町内の福祉施設に入所して日常生活上の支援をします。（1回7日間まで））	介護保険を利用していないおおむね65歳以上の高齢者で、介護を行う者が疾病・冠婚葬祭等の理由により介護を行えない世帯	1回 998円	食費、居住費等は実費負担となります。
	福祉交通費の助成事業 （タクシーチケットを交付します。（年間10,000円分））	身体障害者手帳の交付者で ①1級又は2級の下肢、体幹機能障がい者、②1級の心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の機能障がい者、③1級又は2級の視覚障がい者 満65歳以上の事業対象者・要支援・要介護の認定を受けている者	—	タクシーは、町内の営業車のみとなります。

	事業名（事業内容）	対象者（関係分抜粋）	費用	備考
介護認定者補完事業	入浴サービス事業 〔機械浴室で入浴サービス（洗身・洗髪・洗顔）を実施します。〕	「要支援1」以上に判定された者で通所介護サービスの利用が困難な者	休止中	入浴は、保健福祉センターなごみで実施
	介護用品費助成事業 〔介護用品費助成券を交付します。（月額5,000円以内）※町内の指定店で使用可〕	「要介護3」以上の者で紙おむつ等を使用している在宅の者及び「認知症ランクⅢ」以上の者	—	町民税所得割課税世帯は対象外となります。
	紙おむつ用ゴミ袋無償配布事業 〔20Lゴミ袋を月10枚分交付します。【担当 町民課】〕	64歳以上の紙おむつを使用している在宅の高齢者	無料	継続の場合は、4月及び10月に半年分を交付します。
	家族介護手当支給事業 〔在宅の要介護者を介護する者に、慰労のため月額1万円を支給します。〕	在宅で「要介護3」以上の者を介護している家族。ただし、町民税所得割非課税の者を介護する者	—	要介護者等が、月の過半の期間入院等した場合は、支給対象外となります。
認知症高齢者対策事業	認知症高齢者見守り事業 〔「ふれあい支援員」が認知症高齢者宅を訪問し、見守りや話し相手を行います。〕	在宅で要支援又は要介護認定を受けている者で、認知のある者 【利用時間等】 利用は、1回2時間・週2回まで	1時間あたり100円	申込みは、担当ケアマネジャーまで
	はいかい高齢者等SOSネットワークシステム 〔高齢者の写真等の情報を事前に登録し、緊急時の捜索を円滑に行います。〕	認知症や障がい、病気等で、はいかいするおそれのある者	無料	希望があれば、情報の事前提供を行い、協力機関による地域見守りも併せて実施します。
	成年後見制度利用促進事業 〔成年後見の申し立てをする人がいない場合に、町が申し立てを行います。〕	認知症や障がい、病気等で判断能力の不十分な者で、身寄りがいないなどの理由で成年後見の申し立てをする人（配偶者、2親等以内の親族など）がいない場合	申し立て費用は町が負担（例外規定あり。）	一定条件の場合には、後見人報酬等の助成制度があります。

※各サービスを利用する場合は、町税を完納していること。

	事業名	事業内容	備考
主な介護サービス	ホームヘルプ（訪問介護）	ホームヘルパーが居宅を訪問し、調理、洗濯などの生活援助や身体介護を受けられます。	介護サービス（介護保険）を利用するためには、認定を受ける必要があります。
	デイサービス（通所介護）	通所介護施設で食事、入浴などの日常生活支援等を日帰りで受けられます。	
	ショートステイ（短期入所）	福祉施設等に短期間入所して日常生活上の支援を受けられます。	
	福祉用具貸与	車いす、介護用ベット手すり等の日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与されます。	介護の相談、お問い合わせは、在宅支援係まで
	住宅改修費支給	住宅に手すりの取付や段差解消を行う際に、費用の一部が支給されます。（20万円上限）	

※施設入所に関する相談は、下記にご相談ください。



お問い合わせ先 新得町役場保健福祉課（保健福祉センターなごみ内）
電話番号 0156-64-0533 福祉係（内線222）【在宅サービス関係】

生活相談